

令和6年度

古牧の元気応援事業（支所発地域力向上支援金事業）募集要項

－ 人と人がつながる、元気が出るまちづくり －

1 主 旨

古牧支所では、地域のみなさんの活動が活発になり、新たなコミュニティや仲間づくりが進み、地域がもっと元気になるように、地域の団体が行う事業に支援金を交付する「古牧の元気応援事業（支所発地域力向上支援金事業）」を募集します。

2 応募できる団体の要件（交付対象者）

古牧支所の所管区域（以下「古牧地区」といいます。）内で活動をしている（又はしようとする）団体であって、次の要件をすべて満たす団体です。

- (1) 古牧地区の活性化及び課題解決に向けた活動を行う団体であること。
 - (2) 古牧地区内に居住又は勤務する構成員が12人以上あること。
 - (3) 政治活動、宗教活動及び営利活動を目的としていないこと。
 - (4) 応募する事業を適切に実施し、事業終了後所定の実施報告ができること。
- ※上記の要件を満たす複数の団体又は団体の役員等により構成される団体（実行委員会・推進委員会・連絡会等）も対象となります。

3 募集する事業（交付対象事業）

古牧地区内で実施する次に掲げる事業であって、元気な地域づくりにつながる事業を交付対象とします。

- (1) 地域住民の保健及び福祉の充実を目的とする次に掲げる事業
 - ア 地域の高齢者等の支援を目的とした事業
 - イ 地域住民の食生活の改善や健康の保持を目的とした事業
 - ウ 地域の福祉の向上を目的とした事業
- (2) 地域住民の教育及び文化の振興を目的とする次に掲げる事業
 - ア 地域住民の教養や技能の向上を目的とした学習の場を提供する事業
 - イ 地域の伝統を守り、後継者の養成を進める事業
 - ウ 地域の青少年の健全育成を目的とした事業
- (3) 地域の安全及び安心の実現を目的とする次に掲げる事業
 - ア 地域住民への安全意識の啓発や広報等を行う事業
 - イ 地域の安全を守るためのパトロール等を行う事業
 - ウ 地域の安全安心を進める団体等の活動を支援する事業

(4) 地域の環境の保全及び景観の形成を目的とする次に掲げる事業

- ア 地域の環境美化を行う事業
- イ 地域の景観の維持保全を進める事業
- ウ 地域住民への美化啓発、環境意識の啓発を行う事業

(5) その他地域の活性化及び課題の解決に資する事業

- ア 地域内での産業振興、雇用確保を図る事業
- イ 地域資源を活用した特産物の振興を図る事業
- ウ 地域の農林資源を守り、地域の振興を目指す事業

4 支援金を交付できない事業（交付対象外事業）

- (1) 宗教的活動又は政治的活動に関するもの
- (2) 公序良俗に反するもの
- (3) 専ら特定の企業及び個人の利益を追求するためのもの
- (4) その他市長が適当でないと認めるもの

5 支援金の交付対象となる経費（交付対象経費）

交付対象事業の実施に要する経費から、次に掲げる交付対象外の経費を控除した経費

【交付対象外の経費】

- (1) 国、市、他の地方公共団体及びそれらの外郭団体並びに民間団体で行っている他の補助金等の交付を受ける経費
- (2) 翌年度から継続して2年を超えない活動に用いる物品（備品相当：税別3万円以上のものに限り、）の購入に要する経費
- (3) 特定の個人が所有することとなる物品等の購入費
- (4) 交付対象者の構成員を対象とした懇親のための飲食費
- (5) 交付対象者の構成員に対する人件費及び謝礼
- (6) 交付を受ける団体の運営に要する恒常的な経費
- (7) その他適当でないと認められる経費

6 支援金の交付額

- (1) 補助対象事業費 3万円以上
- (2) 補助率 10/10以内
- (3) 補助限度額 1事業当たり、原則として10万円を限度としますが、予算の範囲内で50万円を限度として加算することができます。

7 応募方法

- (1) 支援金の交付を受けようとする団体は、次の募集期間内に、「古牧の元気応援事業（支所発地域力向上支援金事業）事業計画書（申込書）（基準様式第1号）」を古牧支所へ提出してください。なお、提出時に計画書について事前確認を行います。

(2) 募集期間 令和6年6月3日(月)～6月21日(金)

8 選考方法等

(1) 次の委員による選考委員会の選考に基づき、交付対象事業を決定します。なお、必要に応じて申請者からのヒアリングを実施します。

- ・古牧地区住民自治協議会 … 会長、副会長、総務部会長、福祉部会長、安全部会長、教養文化部会長、事務局長
- ・古牧支所 … 支所長

(2) 事業の選考は次の視点で行います。

- ア 事業の必要性(地域にとっての必要性)
- イ 費用の適正性(費用負担、積算方法の適正性)
- ウ 事業の効果(受益者の対象範囲、事業実施による成果、解決できる課題)
- エ 事業の将来性(事業終了後の自立と発展)
- オ 過去の活動実績
- カ その他必要な事項

(3) 選考委員会は令和6年6月下旬に開催し、選考結果は令和6年7月初旬までに応募者全員に通知します。

(4) 交付対象事業は、令和7年2月28日(金)までに終了するものとします。

(5) 事業が完了したときは、「事業実施報告書」を事業の完了した日から15日以内(その期間内に3月31日になる場合は3月31日)に提出するものとします。

9 交付対象事業及び事業評価の公表

(1) 交付対象となった事業、団体名等は、市ホームページ、古牧地区住民自治協議会広報紙「ぷらネットこまき」等でお知らせします。

(2) 交付申請者は、事業の完了後、選考委員会の助言の対応も含め事業評価を行い、「事業実施報告書(自己評価)(基準様式第2号)」を提出するものとします。また、「事業実施報告書(自己評価)」の提出後、古牧支所長が次年度以降の活動の助言も含め事業評価を行った上で、市ホームページ等で公表します。